

香川県条例第36号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(職員の資格等に関する特例)</u> 2 別表の第2の(1)の前段の規定により算定した職員の数が1人の場合は、<u>当分の間、同表の第3の(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、同表の</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。 ア 別表の第1の(1)に規定する要件を満たす幼稚園 イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(2)に規定する要件を満たすもの (2) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育機能施設である認定こども園をいう。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項において同じ。）及び幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）を有し、又は保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）である者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。

4 別表の第3の(2)のただし書の規定により置くものとされる幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者については、当分の間、小学校教諭免許状等を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、別表の第3の(1)、(2)のただし書及び(4)の規定により置くものとされる幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者については、当分の間、規則で定めるところにより、知事が幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）	幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等を
-------	------------------------------------	----------------------

	の規定により置くものとされる保育士である者	有する者
附則第4項	別表の第3の(2)のただし書の規定により置くものとされる幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者	小学校教諭免許状等を有する者
附則第5項	別表の第3の(1)、(2)のただし書及び(4)の規定により置くものとされる幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者	知事が幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者と同等の知識及び経験を有すると認める者

別表（第3条関係）

第1 略

(1)・(2) 略

(3) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第2 略

別表（第3条関係）

第1 教育及び保育の提供

(1)・(2) 略

(3) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

第3 略

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とするができる。

(3)～(5) 略

第4～第10 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)・(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。))又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同条第4項に規定する臨時免許状をいう。)をいう。以下同じ。)を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とすることができる。

(3) 略

(4) (2)のただし書の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

第4～第10 略